

令和5年4月3日

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）運用に際しての補足事項

総務部 管財課長

このことについて、令和5年3月1日から適用された公共工事設計労務単価並びに設計業務委託等技術者単価に伴う新旧単価差額分に係る特例措置の一つとして、本市でも昨年度・一昨年度と同様、対象の事案に対してインフレスライド条項に基づく変更契約への対応を行います。

当該事務への対応をまとめた平成26年3月3日策定「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」を別添のとおり示すとともに、この度の対応に際しても、本件マニュアルを準用（基準日平成26年2月1日を令和5年3月1日に読み替え）することとなりますが、令和5年2月24日付け土総第826号「公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について」による国並びに県の対応と同様、残工事差額分がマイナスとなった場合の減額スライドについては適用しないことに留意いただきますようお願いいたします。

賃金等の変動に対する工事請負契約約款
第26条第6項（インフレスライド条項）
運用マニュアル（暫定版）

平成26年2月
安来市管財課

はじめに

本資料は、安来市公共工事請負契約約款第26条第6項のインフレスライド条項について、平成26年2月18日付け土総第1009号「公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について」（以下「本通知」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、管財課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

1 請求日及び基準日等

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおり。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：原則として請求日と同じ日とする。やむをえない場合は、請求があった日から起算し、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・請求日

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日から14日以内の範囲で定める）から2か月以上必要であることに留意すること。実質的には「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」が適用される平成26年2月1日以降から請求が可能となる。

・基準日

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

・残工期

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも変更指示書等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

2 適用対象工事

- (1) インフレスライド条項の請求は、1 (3) に定める残工期が1 (2) に定める基準日から2か月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこと。
その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・スライド協議対象の確認

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上で、出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

・スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2か月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

・スライド額協議開始日

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

・実施フロー

別紙1「工事請負契約約款第26条第6項に伴う実施フロー」を参照すること。

4 請負代金額の変更

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

◎増額スライド額

$$S_{\text{増}} = P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)$$

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z))、\alpha：請負比率、Z：市積算額$$

◎減額スライド額

$$S_{\text{減}} = P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)$$

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

$$(P = \sum (\alpha \times Z))、\alpha：請負比率、Z：市積算額$$

(2) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約約款第 30 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価の対応

再調査や再見積に多大な労力又は日数を要する場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合等は、別途考慮する。

・**複数回スライドを行う場合**

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。

なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

・**積算に使用する単価**

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

5 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが変更指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

・**工場製作品**

工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形の数量として取り扱う。

・**基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等**

この場合、架設用クレーン、仮設鋼材なども含め出来形の対象とできる。ただし、基準日以降の賃料等については、スライドの対象とする。

・**工事材料**

工事材料契約が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

(6) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

- **出来形数量等の確認方法**

基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 記5. に基づき実施することを基本とし、受注者には「工事出来高内訳書」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認する。

- **「工事出来高内訳書」による出来高の確認**

「工事出来高内訳書」に記載された出来形数量により、数量総括表に対応した出来形数量を確認する。

- **複数回スライドを行う場合**

スライド請求への対応は、本マニュアル記4. に示すとおり。なお2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によることとする。

- **出来形数量等の確認時期について**

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- **積算に使用する単価**

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- **基準日における特別調査又は見積価格採用単価**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

- **精算変更時で行う場合**

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を再確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

8 全体スライド及び単品スライド条項との併用

- (1) 契約約款第 26 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約約款第 26 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

・併用に際しての注意点

契約約款第 26 条第 6 項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものである。そのため、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1 %、後者においては対象工事費の 1 %、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の 1 %を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の 1 %をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る 1 %分の負担を求めないこととする。

さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

・全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド 契約約款第 26 条第 1 項 から第 4 項	単品スライド 契約約款第 26 条第 5 項	本マニュアルで定めるもの インフレスライド 契約約款第 26 条第 6 項 ※本運用の措置内容
適用対象工事	工期が12か月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が2か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事	すべての工事 ただし、残工期が2か月以上ある工事 (本通知発出日時点で継続中の工事及び新規契約の工事)
請負額変更の方法	対象	部分払を行った出来形部分を除く全ての資材 (鋼材類、燃料油類、主要資材等)	本通知に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に適用可能)	なし (部分払を行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)
			可能 (本通知に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

【参考】契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）より

- 1 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条第3項に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

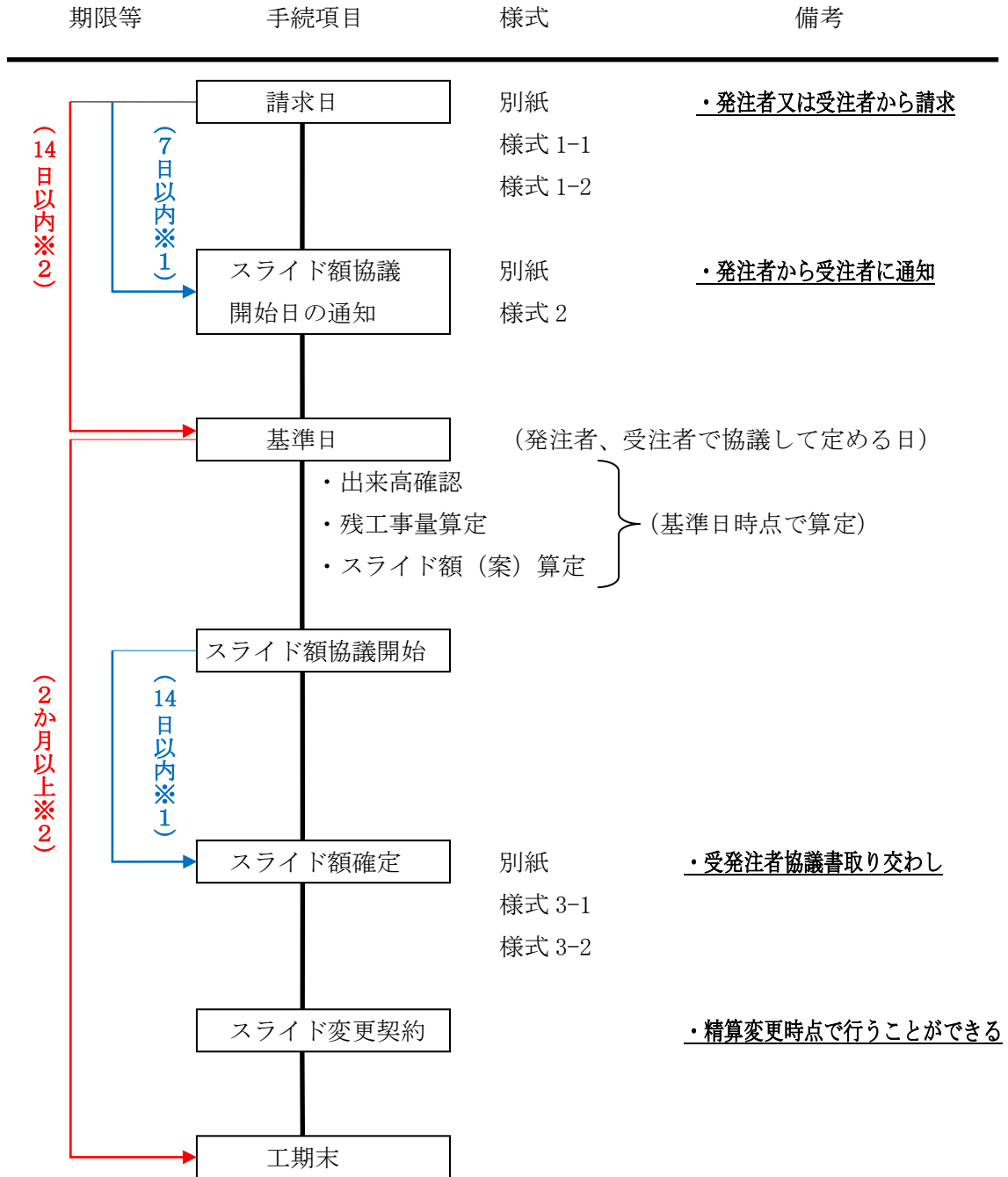
全体
スライド

単品
スライド

インフレーション
スライド

(別紙1)

工事請負契約約款第26条第6項に伴う実施フロー



※1 契約約款で規定

※2 本マニュアルで規定

見本

(別紙様式1-1)

[受注者からの請求]

令和5年3月29日

安来市長 様

受注者

印

安来市公共工事請負契約約款第26条第6項に基づく
請負代金額の変更について(請求)

令和 年 月 日付けで契約締結した下記工事については、賃金等の変動により、安来市公共工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

工 事 名: 例) 市道●●線道路改良工事

施 工 場 所: 安来市○○町△△

請 負 代 金 額: 85,500,000円(税込)

工 期: 令和4年8月1日から令和5年7月26日まで

希 望 基 準 日: 令和5年3月29日

変 更 請 求 概 算 額: 432,000円(税込)

概算残工事請負代金額: 1,490,400円(税込)

(概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額)

添 付 資 料: 変更請求概算額及び概算残工事請負代金に係る算定資料

※ 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更されても問題はありません。

(別紙様式2)

見本

受注者からの請求に対し発注者からの協議開始通知

安 ○ ○ 第 ○ 号

令和5年3月29日

(受注者)

様

安来市長 田中 武夫

安来市公共工事請負契約約款第26条第7項に基づく
協議の開始の日について(通知)

令和5年3月29日付けの請求のあった安来市公共工事請負契約約款第26条第7項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

工 事 名 : 例) 市道●●線道路改良工事

スライド額協議開始日 : 令和5年3月29日

(別紙様式3-1)

見本

スライド額確定協議通知 (変更前後の残工事価格が1%以上で変動)

安〇〇第〇号

令和5年4月5日

受注者

様

安来市長 田中 武夫

安来市公共工事請負契約約款第26条第6項に基づく
請負代金額の変更について(協議)

令和5年3月29日付けの請求のあった安来市公共工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ返送願います。

記

工 事 名 : 例) 市道●●線道路改良工事

スライド変更金額(増) : 243,000円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 : 18,000円

基 準 日 : 令和5年3月29日

見本

(別添)

承 諾 書

工 事 名 : 例) 市道●●線道路改良工事

令和5年4月5日付けで協議のありました上記工事の安来市公共工事請負契約約款第26条第7項によるスライド協議変更額に異存ありませんので、承諾します。

記

スライド変更金額(増) : 243,000円

うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 : 18,000円

基 準 日 : 令和5年3月29日

令和 年 月 日

受注者

住所

氏名

印

安 来 市 長 様

見本

増額スライド用請負代金額計算書

賃金等の変動に基づく請負代金額計算書

工 事 名 例) 市道●●線道路改良工事

請負代金額	出来高額	P 1	P 2
85,500,000 円	72,000,000 円	13,500,000 円	13,860,000 円

$$\begin{aligned} \text{スライド額 (S)} &= (P 2 - P 1) - P 1 \times 1/100 \\ &= (\underline{13,860,000 円} - \underline{13,500,000 円}) - \underline{13,500,000 円} \times 1/100 \\ &= 360,000 円 - 135,000 円 \\ &= 225,000 円 \\ &= 225,000 円 (千円未満切捨) \end{aligned}$$

(但し、P 1 < P 2)

P 1 : 請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2 : 変動後 (基準日) の賃金等を基礎として算出した P 1 に相当する額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} \\ (\text{税込み}) &= 225,000 円 \times 1.08 \\ &= 243,000 円 \end{aligned}$$

見本

(別紙様式3-2)

スライド額確定協議通知 (変更前後の残工事価格が1%以内で収まる場合)

安 ○ ○ 第 ○ 号

令和5年4月5日

受注者

様

安来市長 田中 武夫

安来市公共工事請負契約約款第26条第6項に基づく
請負代金額の変更について(協議)

令和5年3月29日付けの請求のあった安来市公共工事請負契約約款第26条第6項の規定に基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

工 事 名 : 例) 市道●●線道路改良工事

スライド変更適否 : スライドの適用が認められない

理 由 : スライド額が対象工事費の1%を超えないため